

意見交換

テーマ 「第5章 情報共有」「第6章 市政運営」「第7章 条例の尊重及び見直し」
の各グループ意見の整理について

前回の発表を整理して、市民検討会議としての意見を**決定**しよう！！【Part4】



▲ 事務局が整理した修正意見について説明。

前回の会議では、市民参画と協働のまちづくりの前提となる情報の共有に向けた仕組みなどを定める「第5章 情報共有」、まちづくりの基本的な仕組みや制度を定める「第6章 市政運営」、この条例の位置付けや実効性を確保するために定める「第7章 条例の尊重及び見直し」の各条文案について、委員の皆さんの考えや修正意見などをまとめ、発表していただきました。

会議の前半に行った意見交換では、前回の会議の各グループの発表内容から事務局が整理した修正案について全員で確認を行い、条例素案の各条文について、市民検討会議としての意見を決定しました。

修正案についての意見 (アドバイザー)新潟大学 馬場准教授

修正案のポイント

条例素案の検討も佳境に入りました。条例素案の全体像が見えてきた中で、前後の関係などから条文を整理する必要がある部分が生じてきました。

情報共有と情報公開

情報共有の章について、市民と行政とから二つの枠組みで考えることができます。情報を伝える意思がどちらにあるのか、それから、その意思をどちらに伝えるかということです。

例として、広報は、行政が市民に対して伝えたいというもので、行政の側に意思があります。情報の提供方向は、行政の側から市民に対してです。

パブリックコメントなどの公聴は、聞きたいのは行政の側です。情報の提供方向は、市民の側から行政に対してです。

意見表明や苦情は、市民の側に意思があり、市民から行政に対して情報が提供されます。

では、情報公開を考えてみると、情報を知りたいのは市民であり、情報の提供方向は、行政から市民に対して情報が提供されます。

このように4つのパターンから、情報共有と情報公開の部分を整理する必要があります。



▲ 新潟大学 馬場先生

▶ 意見交換の様子です。



個人情報の保護

基本は、情報は公開するべきものであるという考え方に立ちますが、情報の共有を進める中で個人情報保護をしなければならぬという考え方が必要です。今回は、皆さんの意見を取り入れ、「燕市個人情報保護条例」をこの条例に引用するという形を取りました。

市政運営

市政運営の章については、分かりにくい部分であると思います。しかし、今後は市民の皆さんもこういった部分に参加していくことになるであろうということです。総合計画の策定などのほか、行政評価などについても、市民と行政の間で協働で行っていくということが考えられます。

そういった意味でも、市民と行政との間で市民参画や協働を通して、徐々に行政の立場を理解し合い、市民の立場を理解し合うというメカニズムを作っていけたら良いのではないかと考えを盛り込んでいるということです。

第5章、第6章、第7章の修正案と決定した条文案についての詳しい内容は、市のホームページからご覧いただけます。

ワークショップ

テーマ (仮称)まちづくり基本条例の提言書(素案)の検討 「前文」と「条例の名称」について

条文に盛り込みきれなかったまちづくりへの想いを**前文**に反映しましょう！

「仮称」となっていた**条例の名称**についても考えてみましょう！！

今回のワークショップでは、これまでの「(仮称)まちづくり基本条例の素案」の検討を踏まえ、各条文に盛り込みきれなかった、まちづくりへの想いや考えを「前文」に反映する作業を行いました。

また、これまで(仮称)として検討してきた「条例の名称」についても意見交換を行い、みんなの意見を出し合っ、各グループの意見をまとめ、発表を行いました。

「前文」と「条例の名称」の考え方についての意見 (アドバイザー)新潟大学 馬場准教授

今回、検討していただくのは、最後まで残してきた部分です。ずっと「仮称」として検討してきたわけですが、この条例の名前を考えると。もう一つは、前文というものです。

「前文」の考え方

前文は、条例の本文の前に置かれるもので、置いて置かなくても、どちらでも良いものです。ただし、前文がある方が、この条例の理念を伝えやすくなると思います。

もし、前文がなければ、第1条の目的を設定してそれで終わりにしてしまうわけですが、まちづくりや、特につばめという地域特性を考えたいときに、燕はこんな特性があるので、こういうまちにしていきたいと言える場所、それが実は前文の部分だけなんです。

この条例は、ルール作りであるため、基本構造としては、制度や仕組みしか書くことができません。それに対して前文は、ルールを設定する前段として、燕市はこういう地域です、若しくはこういう特性があるのでこういう条例をつくりましたと言えることができる、盛り込める場所ということになります。したがって、前文を載せるということには、意味があると考えます。

「条例の名称」の考え方

条例の名称については、どんなものでも結構です。色々な考え方があり、難しく考えないのであれば、「燕市まちづくり基本条例」という名前や、例えば市民と行政が協働してまちづくりを進めることを強調するのであれば、そのような名前であるとか、どのような方向性にするかを皆さんで考えていただきたいと思います。

前文の案について

燕市の
特徴

私たちのまち燕市は、信濃川、中ノ口川の悠々たる流れや国上山をはじめとする四季折々の豊かな自然が、住む人と訪れる人の心を優しく包み込んでくれるまちです。

また、全国的にも追随を許さない金属加工技術と技能を有するとともに、地場産品の物流を支える商業や米どころ越後平野の一面を担う農業が、均衡ある発展を遂げてきた産業のまちです。

そして、このまちに暮らす私たちは、人と自然を愛した名僧・良寛の慈愛の心や幾多の偉大な先人を輩出した長善館の人づくりの理念、幾度となく繰り返された河川の氾濫に立ち向かい、幾多の困難の中で技術の改良を図り、産業の基盤を築きあげてきた先人たちの力強さなど、歴史や文化を受け継いでいます。

条例制定
の背景

私たちを取り巻く社会が変化の中で、先人が積み重ねてきた貴重な財産をさらに発展させて未来に引き継ぐことが、私たちの重要な使命です。

目指す
まちの姿

独自の魅力ある燕らしさを創造し、「人と自然と産業が調和しながら進化するまち」を実現し、豊かで住みよい魅力と活力にあふれたまちを創るためには、

その実現
のために

このまちに暮らす私たち一人ひとりが、まちづくりの主人公であることを改めて認識し、積極的にまちづくりについて考え、行動していかなければなりません。

そして、まちづくりに関わる多様な主体が、お互いにまちづくりを支えるパートナーであることを認め合い、尊重し合いながら、それぞれの役割を分担し、協働してまちづくりに取り組んでいくことが必要です。

目的
・決意

ここに私たちは、燕市の目指すまちづくりの理念及びまちづくりの基本的な事項を明らかにし、燕市にふさわしいまちづくりを私たちみんなの力で進めていくために、この条例を制定します。

・前文案の内容は、まだ決定ではありません。ワークショップでは、グループごとに意見交換を行いました。

各グループの発表内容

今回も意見の数が多かったため、各グループから発表していただいた意見の一部をお知らせします。

前文について

燕市の特徴

- ・人間国宝が排出されるなど、その「技術や技」がキーワード！！
- ・色々な分野で燕市は活躍している表現を追加したい。
- ・「世界的にも知られる」、「不死鳥の如くよみがえる不屈の燕魂」、「ものづくりのまち」
- ・「東洋一の大工事、大河津分水路を完成させた」という表現を加えたい。
- ・「進歩的なまち」、「金属加工が盛んなまち」、「洋食器・鋳起」、「伝統的」
- ・みんなの勇気が湧いてくる、誇りを持てるような前文にしたい！
- ・「水」、「洋食器」、「手作り」、「ひとづくり」
- ・「躍進」がキーワード！

条例制定の背景

- ・「燕は一つの精神」という表現を加えたい。
- ・目指すまちの姿
- ・「郷土に誇りが持てる」、「安全・安心」、「未来に引き継ぐ」、「伝承」、「日本一輝くまち」、「豊かな自然を生かして」、「思いやり」、「和」

その実現のために

- ・「人づくりを支える」というキーワードを挙げました。
- ・「協働・参画」、「人と人とのつながり」、「助け合う」というキーワードを挙げました。
- ・目的・決意
- ・なぜ「燕」という名前が付いたのか、疑問に思っている小学生などもおり、郷土に愛着を持ってもらうには、その由来も必要ではないか。その名前を用いて世界にはばたくというような表現で結んではどうかという意見です。

条例の名称について

- ・「燕市夢あるまちづくり基本条例」
- ・「燕市まちづくり基本条例」
- ・「燕市協働のまちづくり基本条例」
- ・「みんなの燕市まちづくり基本条例」
- ・「燕市みんなで作る・守る基本条例」
- ・「日本一輝く燕市まちづくり基本条例」
- ・「未来にはばたく燕市まちづくり基本条例」
- ・「燕市ひと・まちづくり基本条例」 などなど

あなたが今日気づいたことは？

- ・皆さんで楽しく勉強等ができ、色々な知識を身に付けて帰れるので良かったです。
- ・条例の完成度が高いと思った。
- ・班の人の意見を聞き、燕市の良さを確認できました。
- ・仕上げ段階！みんなが目標に向かって集中していた。
- ・市民参画・協働の第一歩が「まちづくり基本条例」の検討会議への参加でした。市民も大いに参加を・・・
- ・皆さん熱心に意見が出され、大変有意義でした。

その他

- ・ワークショップの時間が非常に少ないです。
- ・この条例をどのように知らしめていくか、不安。
- ・楽しく条文づくりが出来ました！！

委員の皆さんの声（ふりかえりシートより）

あなたが今日うれしく思ったこと、満足したことは？

- ・やっと終わった！
- ・今日も参加できたこと。多様な考え方を聴けたこと。
- ・ワークショップでの話し合いは、こんなにも良いものかと思いました。
- ・皆さんが真剣に取り組んでいたこと（毎回ですが）。
- ・良いグループに恵まれ、会合は楽しい。事務方の配慮も感じられる。
- ・前文の検討は、条文の検討より難しく感じたが、みんなが意見を出し合って、まとめることができた。
- ・条例の名称・前文と最終段階。皆さん少し疲れながらも、一生懸命意見を話す、その意識の強さに感謝！

まちづくり基本条例市民検討会議等の開催日程

第15回 市民検討会議	9月11日(土)9:30～ 吉田公民館 講堂(3階)	条例素案の全体像の最終確認 提言内容の確認
第16回 市民検討会議	10月9日(土)9:30～ 吉田公民館 講堂(3階)	市民フォーラムに向けた準備
まちづくり基本条例 市民フォーラム(仮)	11月13日(土) 予定	市長へ提言書を提出 提言内容の発表 など

会議はどなたでも傍聴できますので、興味のある方は、ぜひお越しください。

編集後記

今回も皆さんからアンケートに答えていただきましたが、「楽しかった」という意見がたくさんあってびっくり！ そうだ、この会議のモットーは「楽しく議論すること」だった！！今回で、条例素案全体の検討がひととおり終了し、予定している会議も、残すところあと2回！！11月13日開催予定の市民フォーラムでの提言を目指し、今後も楽しく議論していけたらいいなと思います。(す)